

納期限 8月31日(水)

市県民税2期、国民健康保険税2期、介護保険料2期、後期高齢者医療保険料2期、保育料8月、延長保育料8月、留守家庭児童会利用料8月、市営住宅使用料8月、市営住宅駐車場使用料8月、社会福祉施設入所者負担金7月

■夜間納税窓口 8月25日(木)

17時15分～19時45分 問 ☎91111
市役所税制収納課

宮島ポートレール企業団からの配分金の使途

財政課 ☎9125

宮島ポートレール企業団からの配分金は、次の表のとおり、子育て環境や教育・福祉の充実につながる事業の財源として活用しています。

令和4年度予定事業	金額(千円)
吉和支所複合施設の整備	151,100
筏津地区公共施設の再編整備	252,550
小・中学校および学校給食施設の改修など	325,900
その他(地域医療拠点等の整備など)	76,200
合計	805,750

墓参送迎 無料シャトルバスの運行

生活環境課 ☎9147

お盆期間中にJR宮内申戸駅と火葬場霊峯苑間で無料シャトルバスを運行します。市営墓地(霊峯墓苑・第二霊峯墓苑・第

JR 宮内申戸駅発	火葬場 霊峯苑発
8:00	9:30
10:00	11:30
12:00	13:30
14:00	15:30
16:00	17:30

注意事項
・予約は不要です
・乗車定員に限りがあります
・発着地以外での乗降はできません

宮島口地区景観形成補助制度

都市計画課 ☎9190

宮島口地区景観ガイドラインに適合していない建築物などの外観を、基準に適合させるように行う建築物などの工事費用の一部を補助します。

※詳しくは、市ホームページを確認するか、都市計画課まで問い合わせてください

都市計画の案の縦覧

都市計画課 ☎9190

●都市計画変更の案の縦覧 次の都市計画変更の案を作成したため、縦覧を行います。この案に関する意見のある人は意見書を提出できます。

都市計画変更の案 広島園都市計画道路(畑口寺田線) 計画道路(畑口寺田線) 縦覧・意見書の提出期間 8月23日(火)～9月6日(火)

縦覧場所 市役所都市計画課 ※閉庁日に縦覧を希望する場合は、事前に連絡してください

意見書の提出 都市計画の名称、氏名、住所、当該地区・施設などに関する利害関係の内容、意見、意見提出日を記入し、都市計画課へ持参または郵送(消印有効)で次へ。

三霊峯墓苑)にお墓参りする人は利用してください。

期間 8月13日(土)～15日(月)
乗り場 JR宮内申戸駅北口

ハーツくん号をボランティア清掃に派遣します

循環型社会推進課 ☎9133

●ハーツくん号の派遣 道路や公園などのボランティア清掃に、せん定枝を破碎して資源化する車両(ハーツくん号)を派遣します。

●注意事項 土や石は破砕機が損傷する恐れがあるので、必ず取り除いてください。

竹や笹、シュロ、ソテツ、ツタ状のもの、根株、葉が多いものは資源化できません。30



6月に宮園上の清掃へ派遣しました

〒738-8501(住所不要) 廿日市市役所都市計画課

空き家バンクに登録してみませんか

住宅政策課 ☎9187

空き家を活用して地域の活力を維持するための制度です。空き家を所有し、賃貸・売却を考えている人は相談してください。

申込方法 住宅政策課または佐伯支所、吉和支所および宮島支所地域づくり担当へ直接または郵送で登録申請書を提出

福祉・介護

障害者委託訓練生の募集

障害福祉課 ☎9152

障がいのある人の就職に役立つ知識・技能などの習得を目的とした訓練生を募集しています。

対象 公共職業安定所に求職登録している身体(精神)障がい者など

受講料 無料(教科書代などは実費)
問い合わせ・申込先 広島障害者職業能力開発校まで電話

cm未満に切ったボランティア清掃用ごみ袋に入れてください。

お盆の家庭ごみ収集

循環型社会推進課 ☎9133

お盆期間中は、通常通り家庭ごみの収集を行います。

収集開始時間 廿日市・大野地域・7時30分
佐伯・吉和地域・8時

建物に対する補助

建築指導課 ☎9191

申請前に必ず相談してください。申請書および添付書類が全て整ったものから順番に受け付けます。予算額に達した場合、申し込みを締め切ります。

申込締切 いずれも9月16日(金)(必着)

●木造住宅耐震化工事費の補助 申込資格 木造住宅の所有者等

募集戸数 5戸程度(先着順)

補助内容

①耐震改修工事 工事費の80%に相当する額で1件当たりの上限100万円
②現地建て替え 工事費(除却および新築工事費)の80%に相当する額で1件当たりの上限100万円
③非現地建て替え 除却工事費の23%に相当する額で1件当たりの上限83万8千円(居住誘導区域内に建築するものに限る)

④除却 除却工事費の23%に相当する額で1件当たりの上限30万円(耐震性のある住宅に住み替えること)

●木造住宅耐震診断(無料)の希望者募集

現地調査を行い、一般診断で地震に対する安全性を評価します。

募集戸数 14戸程度(先着順)
費用 交通費1000円～2000円程度と、確認申請書が無いときは建物図面作成費として5000円程度(図面がある場合は不要)が必要

●ブロック塀の除却建て替え補助

①個人所有のもので道路に面するもの
②道路面からの高さが0.6m以上のもの(擁壁の上に設置されている場合は、塀の部分の高さが0.6m以上のもの)
③安全性が確認できないもの
④適法に築造されたもの

補助金額 ブロック塀の除却工事に要する費用の3分の2で、15万円以内の額とし、建て替えるは、軽量フェンスなど安全な構造の塀などの新設工事に要する費用の3分の2で15万円以内の額を加えた額

●土砂災害対策改修費用の補助

①土砂災害特別警戒区域内にある住宅
②建築基準法で定める土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造基準に適合しない既存不適格である住宅

補助金額 住宅などの土砂災害対策改修に要する工事費に23%を乗じて得た額。住宅などの土砂災害対策改修に要する対象工事費は336万円(補助額77万2千円)を限度とします。

柔道整復・はり・きゅう・マッサージの適正受診

保険課 ☎9159

入や預貯金がかかる資料を持って相談してください。

(1)柔道整復師の施術

●保険を使えるとき 整骨院や接骨院で骨折、脱臼、打撲、捻挫および肉ばなれの施術を受けたとき。

●治療を受けるときの注意 骨折と脱臼は、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

●保険を使えるとき 単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象になりません。施術を受けた場合は、全額自己負担です。

●柔道整復の療養費 柔道整復師の施術にかかる療養費は、「償還払い(患者が全額負担した後、自ら保険者に費用を請求して支給を受けること)」が原則ですが、柔道整復師が患者に代わって保険者へ請求する「受領委任」という方法があります。この場合、医療機関へかかったときと同じように

(2)はり・きゅうの施術

●保険を使えるとき 主に神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症などの慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたとき。

●治療を受けるときの注意

●保険を使うには、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。詳しくは、施術所などに確認してください。

(3)マッサージの施術

●保険を使えるとき 筋麻痺や関節拘縮など、医療上マッサージを必要とする症例で施術を受けたとき。

●治療を受けるときの注意

●保険を使うには、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。詳しくは、施術所などに確認してください。